

札幌被災者支援ニュース 第5号 発行日 2018.9.28

発行責任者 札幌弁護士会

★ 弁護士会では、厚真町、安平町、むかわ町の無料面談相談につきまして、10月も引き続き、実施することになりました。

10月の実施日は、以下のとおりです。ご確認の上、お気兼ねなく、ご利用ください。

なお、厚真町における実施場所が、青少年センターから総合ケアセンターゆくり(勇払郡厚真町京町165-1)に変更されておりますので、お気をつけください。

場 所	実施日	実施時間
厚真町 : 総合ケアセンターゆくり	2日(火)、5日(金) 9日(火)、13日(土) 16日(火)、20日(土) 23日(火)、27日(土) 30日(火)	14時30分～18時30分 ※ 9日(火) 10時30分～12時00分 ※ 23日(火) 13時30分～15時00分
安平町 : 追分公民館	2日(火)、5日(金) 16日(火)、20日(土) 23日(火)	14時30分～18時30分 ※ 9日(火): 早来町民センター 13時30分～15時00分
早来町民センター	9日(火)、13日(土) 27日(土)、30日(火)	※ 23日(火): 追分公民館 10時30分～12時00分
むかわ町: 道の駅むかわ四季の館	毎週水曜日、日曜日	14時30分～18時30分

★ 無料法律相談ダイヤルにつきましても、10月も引き続きご利用いただけます。
(平日の受付時間が変わりますので、ご注意ください)。

☎ 0120-325-104 (フリーダイヤル)

(実施期間: 10月1日(月)～31日(水)、受付時間: 平日 14時～18時 土日祝日 13時～16時)

Q1 「法律相談」では、どのようなことを相談することができるのでしょうか。

→ 皆様の中には、「法律相談」という言葉になじみがなく、「弁護士に何を相談したらいいのだろうか」とお思いの方もいらっしゃると思います。

被災者支援ニュースでは、これまで「罹災証明書について」「住宅の修理・住宅ローンの問題(第1号)」「所有地へのがれき流入」「大家からの退去要請(第2号)」「家や墓の倒壊に関する問題」「壊れた借家と引越費用(第3号)」「災害ADRについて(第4号)」と、今回の地震に関連する法律問題の一例として取り上げてきました。

これ以外にも、被災者の皆様にはお困りの問題がたくさんあると思います。

その問題が、法律に関する問題なのかどうかわからなかったり、ちょっとしたことであっても、まずはお気兼ねなく弁護士に聞いてみてください。

札幌弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。
なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。